## 一般社団法人日本補聴器販売店協会

# 会 則

1) 定款 (P. 1~ P. 12)

2) 規約 (P. 13~ P. 16)

3)規則 (P. 17~ P. 22)

4) 倫理綱領 (P. 23)

5) 企業行動憲章 (P. 24)

6) 私たちの宣言 (P. 25)

7) 禁忌 8 項目 (P. 26)

## 定 款

#### 第1章 総則

#### 第1条(名称)

本法人は、一般社団法人日本補聴器販売店協会と称する。英文では、 JAPAN HEARING INSTRUMENTS DISPEN SERS ASSOCIATIONと表示し、英文の略称はJHIDA とする。

#### 第2条(事務所)

本法人の主たる事務所を東京都千代田区に置く。

#### 第3条(目的)

本法人は、社員相互の協調の精神に基づき、補聴器の適正な供給とその普及を通して聞こえの不自由者(難聴者)に対する福祉への寄与、並びに経営品質の維持・向上を目的とする。

#### 第4条(事業)

本法人は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1)補聴器の普及と販売に関する調査研究
- 2) 適正な補聴器販売従事者の育成,及び補聴器技能者資格制度の確立と 運営支援
- 3) 適正な補聴器販売が健全に行える店舗の指導育成と販売店認定制度の 運営支援
- 4) 社員相互の情報と意見の交換
- 5)機関誌の発行
- 6) 行政機関,各種関係団体,利用者団体との情報交換・連絡調整
- 7) 前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業

#### 第5条(公告)

本法人の公告は、官報に掲載して行う。

#### 第2章 基金

#### 第6条(基金の総額)

本法人の基金の総額は、金300万円とする。

#### 第7条(基金拠出者の権利)

1) 本法人は、基金拠出者に対して基金拠出のときから10年間を経過した場合には、当該基金の返還をすることができる。ただし、一般社団法

人及び一般財団法人に関する法律(以下単に法という)の規定に従うものとする。

2) 本法人が解散した場合には、基金は拠出者に返還する。ただし、法の規定に従うものとする。

#### 第8条(基金返還手続)

法の規定により基金の返還を行う場合は、定時社員総会においては、 返還すべき基金の総額のみを決議し、その後の具体的な基金返還手続に ついては理事または理事会に委任することができる。

### 第3章 社員

## 第9条(設立時の社員の氏名,住所)

本法人の設立時における社員は次のとおりとする。

〒811-****	福岡県宗像市					
	社	員	石	井	喬	志
〒571-****	大阪府門真市					
	社	員	安	彦	博	之
₹064-***	北海道札幌市					
	社	員	岩	崎	勝	治
₹003-***	北海道札幌市					
	社	員	石	田	貫	治
<b>〒</b> 739-****	広島県広島市					
	社	員	鶴	岡	芳	光
〒031-***	青森県八戸市					
	社	員	冏	部	秀	実
₹981-***	宮城県仙台市					
	社	員	梅	津	昭	亜
₹430-***	静岡県浜松市					
	社	員	Щ	本	明	永
₹486-***	愛知県春日井市					
	社	員	古	垣	史	朗
〒601-****	京都府京都市					
	社	員	森	方	英	紀
₹930-***	富山県富山市					
	社	員	森	田	忠	雄

₹386-***	長野県上田市					
	社	員	塚	田	昭	彦
〒371-****	群馬県前橋市					
	社	員	池	上		正
₹320-****	栃木県宇都宮市					
	社	員	関	П		隆
$\mp 227$ -***	神奈川県横浜市					
	社	員	松	島	温	之
<del>∓</del> 702-***	岡山県岡山市					
	社	員	近	藤	正	人
₹780-***	高知県高知市					
	社	員	東		征	<u> </u>
〒683-***	鳥取県米子市					
	社	員	福	元	儀	智
$\overline{\mp}650$ -***	兵庫県神戸市					
	社	員	宮	永	好	章
₹903-***	沖縄県那覇市					
	社	員	森	Щ	勝	也
〒182-****	東京都調布市					
	社	員	小	JII	行	治
<del>=</del> 224-***	神奈川県横浜市					
	社	員	瀬	部	保	夫
<del>=</del> 222-***	神奈川県横浜市					
	社	員	新	武		晁

#### 第10条(社員の資格要件)

本法人の社員は、次の各号の条件を全て充足する者でなければならない。ただし、同一店舗からは1名のみが社員となるものとする。

- 1) 本法人の基本理念と目的に賛同する自然人であること。
- 2) 店舗に勤務して補聴器の小売業に従事する者であること。
- 3) 所属する営業主体の代表者(法人代表者あるいは個人営業主)が指名する者であること。但し、代表者自身の入会には不要である。

#### 第11条(入会)

本法人の設立後新たに社員になろうとする者は,入会申込書を理事長に提出し,理事会の承認を得なければならない。その他,入会の手続,審査については,理事会が規約で定める。

#### 第12条(会費の負担)

社員は、総会で定める別表第1に従い本法人の会費を支払うものとする。社員が既に支払った会費は、事由の如何を問わず返還しない。

#### 第13条(退会)

社員が,次の各号の一つに該当したときは,当然に本法人を退会する ものとする。

- 1) 第10条に定める資格要件に該当しなくなったとき。
- 2) 会費の支払を6か月以上怠ったとき。
- 3) 本法人が別に定める規約第14条及び第15条にもとづき除名された とき。
- 4) その他前各号に準じる事由に該当するとき。

#### 第14条(任意退会)

前条に定めるほか、社員は3か月前に予告することにより、任意に本 法人を退会することができる。ただし、やむを得ない事由があるときは、 社員はいつでも退会することができる。

#### 第15条(社員名簿)

本法人は, 法の規定に従い, 社員名簿を作成して備え置くものとする。

#### 第4章 社員総会

#### 第16条(社員総会の権限)

社員総会は、法に規定された事項、及び、この定款の他の条項で定め られたもののほか、次の各事項について議決する。

- 1) 事業計画及び収支予算の決定。
- 2) 本法人の重大な義務の負担あるいは権利の放棄に関する決定。
- 3) その他、本法人の運営に関する重大な事項。

#### 第17条(社員総会の開催)

社員総会は、次の2種とする。

- 1) 定時社員総会は、毎年事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 2) 臨時社員総会は、次の場合に開催する。
  - ① 理事会が理事の過半数の賛成により招集を決議したとき。
  - ② その他、法の規定によるとき。

#### 第18条(社員総会の招集)

社員総会の招集は、法に別段の定めがある場合を除いて、理事長が行う。

#### 第19条(招集通知)

社員総会を招集するには、その会議の日時、場所、会議の目的たる事項を記載した書面を、会日の15日前までに各社員に対して発信しなけ

ればならない。

#### 第20条 (総会の議長)

社員総会の議長は、その都度社員総会で選出する。

#### 第21条(社員の議決権)

各社員は、各自1個の議決権を有する。

#### 第22条 (決議の方法)

- 1) 社員総会の議事は、法または本定款に別段の定めがある場合を除き、 代理出席を含め総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席し た社員の議決権の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長が これを決する。
- 2) 社員は、本法人に委任状を提出して代理人により議決権を行使することができる。ただし、社員以外の者を代理人とするときは、本法人の同意を得るものとする。

#### 第23条 (総会の議事録)

- 1)総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2) 議事録には開催の日時、場所、議事の経過及びその結果、その他法で 定められた事項を記載し、議長及び出席した社員2名以上の者が署名又 は記名押印しなければならない。

#### 第5章 理事・監事・職員等

#### 第24条(役員)

本法人には、理事30名以内、及び、監事2名以内を置く。

#### 第25条(役員の選任)

理事及び監事は、社員総会において社員の中から選任する。ただし、理事若干名を社員以外から選任することができる。

#### 第26条(理事長・副理事長・専務理事・常務理事)

- 1) 理事の互選により理事長1名, 副理事長2名以内, 専務理事1名以内, 常務理事10名以内を選任する。
- 2) 理事長の再任は,第28条に規定する役員任期の通算3期を限度とする。副理事長の再任は,第28条に規定する役員任期の連続3期を限度とする。
- 3) 理事は、事務局長を兼任することができる。

#### 第27条(役員の職務)

1) 理事長は、本法人を代表し、会務を統轄する。

- 2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または、欠けたときは、副理事長1名のときはその副理事長が、副理事長が複数のときは互選により副理事長のうち1名が、理事長の職務を代行する。なお、副理事長1名は、会計を担当する。
- 3) 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本法人の常務を統轄する。
- 4) 常務理事は、理事長、副理事長、専務理事とともに、常務理事会を構成し、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項について決議する。
- 5) 理事は、理事会を構成し、本法人の業務を執行する。
- 6) 監事は本法人の業務を監査する。

#### 第28条(役員の任期)

- 1) 理事の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、最初の理事の任期は、就任後1年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 2) 監事の任期は、就任後4年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、最初の監事の任期は、就任後1年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 3) 役員の再任は、妨げない。
- 4) 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5)役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

#### 第29条(役員の報酬)

役員に対しては、社員総会の決議により報酬を支給することができる。 第30条(理事会)

- 1) この法人に理事会を置く。
- 2) 本法人の業務は理事会の決議に基づいて執行する。
- 3) 理事会は,通常理事会と臨時理事会の2種とし,通常理事会を毎年2 回定期に開催するほか,必要に応じて臨時理事会を開催する。
- 4) 理事会の招集は、理事長が行う。ただし、理事は、必要があるときは、 5分の2以上の理事の同意を得て、理事長に対して理事会の招集を請求 することができる。この請求にもかかわらず請求の日から45日以内の 日を開催日とする理事会が招集されないときは、当該理事は自ら理事会 を招集することができる。
- 5) 理事会の招集手続については、第19条を準用する。ただし、緊急の 場合は期間を短縮することができる。
- 6) 理事会の議長は、理事長が行う。理事長に事故があるときは、副理事 長のうち1名が議長となる。副理事長に事故があるときは、理事の互選 により議長を選任する。

#### 第31条 (理事会の権限)

理事会は法及びこの定款に別段の定めがあるもののほか,次の事項を 審議決定する。

- 1)総会の議決事項の執行に関する事項。
- 2)総会に提出すべき議案に関する事項。
- 3)総会から委任された事項。
- 4) 本法人の業務執行に必要な規約及び規則の制定、変更、改廃。
- 5) 前4号に定めるもののほか、本法人の運営に関し理事長が必要と認めた事項。

#### 第32条 (理事会の決議)

理事会の決議は、別段の定めがある場合を除き、過半数の理事が出席 し、出席した理事の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長 がこれを決する。

#### 第33条 (理事会決議の省略)

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において,理事長は文書による臨時理事会を招集することができる。当該議案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面により同意の意思表示をしたときは,当該議案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。

#### 第34条 (理事会の議事録)

- 1) 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2) 議事録には、開催の日時、場所、議事の経過及びその結果、並びにその他法で定められた事項を記載し、代表理事及び出席した監事が署名又は記名押印しなければならない。

#### 第35条(事務局及び職員)

- 1) 本法人の業務を処理するために事務局を設け、事務局長及びその他の職員を置くことができる。
- 2) 事務局長は、理事会の決議に基づき理事長が委嘱する。事務局長は、 社員であることを要しない。
- 3) 事務局長は、事務局を統轄し、本法人の業務を処理する。
- 4) 事務局長の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5) 職員の任免は、理事会の決議に基づき理事長が行う。

#### 第36条(帳簿・書類の備え置き)

帳簿・書類については法の規定に従って備え置くものとし、事務局は、 次に掲げる帳簿及び書類を常備するものとする。

1) 定款

- 2) 社員名簿及び社員の移動に関する書類
- 3) 理事, 監事, 相談役, 顧問及び職員の名簿
- 4) 許可, 認可等及び登記に関する書類
- 5) 議事に関する書類
- 6)貸借対照表,損益計算書,事業報告書,剰余金の処分又は損失の処理 に関する議案,附属明細書,及び,監査報告書,その他収入・支出に関 する帳簿及び証明書類
- 7) その他, 必要な帳簿及び書類

#### 第37条(名誉理事長,相談役,顧問)

- 1) 本法人には、名誉理事長、相談役、顧問を置くことができる。
- 2) 前項の役職の詳細については、理事会において規則で定める。

#### 第38条(名誉会員, 賛助会員, 機関誌購読会員)

- 1) 本法人には、名誉会員、賛助会員及び機関誌購読会員の制度を設けることができる。
- 2) 前項の会員制度の詳細については、理事会において規則で定める。 第39条(部会、委員会及び支部会)
  - 1) 本法人に、必要に応じて各種専門部会、委員会等を置くことができる。
  - 2) 本法人には、各地区に支部会を設ける。
  - 3)各種専門部会,委員会及び支部会の設置,運営などに関する必要事項は,理事会が規則で定める。

## 第6章 計算等

#### 第40条(事業年度)

本法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、これを1期とする。

## 第7章 定款の変更

#### 第41条 (定款の変更)

定款の変更は、法の規定に従い社員総会の決議による。

## 第8章 解散・清算

#### 第42条(解散事由)

本法人の解散は、法の定めるところによる。

#### 第43条(残余財産の帰属)

本法人の解散後,残余財産が存在する場合には,社員総会の決議によりその帰属を次の各号に掲げる法人等に決定する。

- 1)類似の事業を目的とする他の一般社団法人又は一般財団法人
- 2) 公益社団法人又は公益財団法人
- 3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号 に掲げる法人
- 4) 国若しくは地方公共団体

#### 第9章 附則

#### 第44条 (最初の事業年度)

本法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成15年3月 31日までとする。

#### 第45条(最初の理事・監事)

1) 本法人の最初の理事は、次のとおりとする。

₹811-***	福岡県宗像市					
	理	事	石	井	喬	志
〒571-****	大阪府門真市					
	理	事	安	彦	博	之
7064-***	北海道札幌市					
	理	事	岩	崎	勝	治
₹003-***	北海道札幌市					
	理	事	石	田	貫	治
₹739-***	広島県広島市					
	理	事	鶴	岡	芳	光
₹031-***	青森県八戸市					
	理	事	四	部	秀	実
₹981-***	宮城県仙台市					
	理	事	梅	津	昭	亜
₹430-***	静岡県浜松市					
	理	事	Щ	本	明	永
₹486-***	愛知県春日井市					

		£	里	事	古	垣	史	朗
	〒601-****	京都府京都市	<del></del> 方					
		Ŧ	里	事	森	方	英	紀
	₹930-***	富山県富山市	Ħ					
		更	里	事	森	田	忠	雄
	₹386-***	長野県上田市	Ħ					
		Ŧ	里	事	塚	田	昭	彦
	₹320-***	栃木県宇都智	宮市					
		Ŧ	里	事	関	П		隆
	₹702-***	岡山県岡山市	<del></del>					
		Ę	里	事	近	藤	正	人
	₹780-***	高知県高知市	<del></del>					
		五	里	事	東		征	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$
	〒683-***	鳥取県米子市	Ħ					
		Ę	里	事	福	元	儀	智
	₹650-***	兵庫県神戸市	<del></del>					
		Ŧ	里	事	宮	永	好	章
	₹903-***	沖縄県那覇市	त्त					
		Ŧ	里	事	森	Щ	勝	也
	〒182-****	東京都調布市	Ħ					
		Ŧ	里	事	小	Ш	行	治
	$\mp 224$ -***	神奈川県横沿	兵市					
		Ŧ	里	事	瀬	部	保	夫
	₹222-****	神奈川県横沿	兵市					
		Ŧ	里	事	新	武		晁
	〒191-****	東京都日野市	<del></del>					
		Ę	里	事	福	Щ	邦	彦
2)	本法人の最初	刃の監事は, 没	欠のとお	;りとする。				
	₹371-***	群馬県前橋市	Ħ					
		E	<b></b> 山	事	池	上		正
	〒227-****	神奈川県横沿	兵市					

## 第46条 (法令への準拠)

この定款に規定のない事項は、総て法その他の法令によるものとする。

事

松

島

温

之

監

以上,有限責任中間法人日本補聴器販売店協会を設立するため,この定款を 作成し、社員がこれに記名押印する。

平成14年 9月30日

₹811-***	福岡県宗像市						
	社	員	石	井	喬	志	
〒571-****	大阪府門真市						
	社	員	安	彦	博	之	
7064-***	北海道札幌市						
	社	員	岩	崎	勝	治	
₹003-***	北海道札幌市	_					
	社	員	石	田	貫	治	
₹739-***	広島県広島市		44	15.ET	مللہ	N/A	
_ 001 4444	社	員	鶴	岡	芳	光	
〒031-****	青森県八戸市	县	7 <b>=</b> f	<del>\\</del> 17	<del>*</del>	<del>'=</del>	(A)
₹981-***	社 宮城県仙台市	員	冏	部	秀	実	
1 901	古	員	梅	津	昭	亜	
₹430-***	静岡県浜松市	只	11 <del>14</del>	17	ΗЦ	<u> </u>	
1 100	社	員	Щ	本	明	永	
₹486-***	愛知県春日井市		, .	,	7.4	, •	O
	社	員	古	垣	史	朗	
〒601-****	京都府京都市						
	社	員	森	方	英	紀	
₹930-***	富山県富山市						
	社	員	森	田	忠	雄	
₹386-***	長野県上田市						
	社	員	塚	田	昭	彦	
₹371-***	群馬県前橋市			_			
	社	員	池	上		正	
₹320-****	栃木県宇都宮市		HH			n Ar	<b>a</b>
= 005 ****	社	員	関	口		隆	
〒227-****	神奈川県横浜市社	吕	+//	白	ŅΒ	<del>-</del>	
<del>7</del> 702-***	和 岡山県岡山市	員	松	島	温	之	H)
1 104	四田界凹田川						

	社	員	近	藤	正	人	
₹780-***	高知県高知市						
	社	員	東		征	<u> </u>	
₹683-***	鳥取県米子市						
	社	員	福	元	儀	智	
<del>=</del> 650-****	兵庫県神戸市						
	社	員	宮	永	好	章	
₹903-***	沖縄県那覇市						
	社	員	森	Щ	勝	也	
〒182-****	東京都調布市						
	社	員	小	JII	行	治	
$\overline{\top}$ 224-***	神奈川県横浜市						
	社	員	瀬	部	保	夫	
<b>∓</b> 222-****	神奈川県横浜市						
	社	員	新	武		晁	

証: 平成14年9月30日 認 誤字訂正: 平成 15 年 5 月 28 日 定: 平成 19 年 6 月 19 日 改 改 定: 平成 21 年 6 月 18 日 改 定: 平成 22 年 6 月 17 日 改 定: 平成 26 年 6 月 19 日 定: 平成 28 年 6 月 17 日 改 定:令和 1年6月13日 改 定:令和 2年6月20日 改

## 別表第1 (第12条関係)

## 規約

#### 第1章 入会及び遵守事項

## 第1条(入会)

本章は本法人定款第11条に基づき、社員としての入会に関する事項、 及び社員としての禁止事項を定めるものである。

#### 第2条(入会申込)

所属する営業主体の代表者の指名を受けた上「入会申込書」を理事長に提出するものとする。

2. 入会申込書は本法人が制定したものを使用する。

#### 第3条(指名者と指名を受けて入会した者の義務)

営業主体の代表者から指名を受けて入会した者は、その代表者に対して本法人の活動状況を適切に報告するものとする。

- 2. 本法人の状況報告を受けた営業主体の代表者はこれを尊重し、入会した 社員に適切な販売業務を行わせるものとする。
- 3. 指名者となった営業主体の代表者は、入会した社員につき本法人に対して責任を負わなければならない。

#### 第4条(所属店舗)

定款10条2)の店舗とは、補聴器の利用者を顧客として扱う常設店とする。

#### 第5条(入会審査)

理事長は入会希望者の所属予定の支部長、副支部長に意見を求め、理事会又はその委任を受けた常務理事会に入会審査を提議する。ただし、常務理事会で審査をした場合で支部長又は副支部長より入会に関し異議の申し立てがあったときは、入会審査を理事会で決議する。支部長及び副支部長は入会希望者の理念が本法人の理念に合致しているかどうかを主として意見を具申するものとする。

#### 第6条(入会の通知)

理事長は理事会又は常務理事会で決定された入会審査の結果を申請者 に通知する。

#### 第7条(入会金及び会費の納入/社員の登録)

理事長から入会承認の通知を受けた者は、承認された日から30日以内に第2章に規定する入会金及び定款第12条別表第1に規定する会費を納入しなければならない。

2. 前項に係る納入日をもって入会希望者は本法人の社員資格を取得し、社員として登録される。

#### 第8条(入会の承認の取り消し)

入会を承認された日から30日以内に入会金を納付しない場合は、入

会承認を取り消す。理事長は入会希望者に入会取り消しを通知し、理事 会又はその委任を受けた常務理事会にこの旨を報告する。

#### 第9条(退会)

社員の任意退会は定款第14条に基づく。

- 2. 退会申込書は本法人が制定したものを使用する。
- 3. 第14条による制裁を科すべき責を負う可能性のある社員からの退会は理事会で決議する。

#### 第10条(社員名簿)

社員名簿は、毎年4月1日現在で作成する。

#### 第11条(変更届)

入会申込書記載事項に変更が生じた場合、営業主体の代表者又は社員は、理事長に対して「変更届」を提出しなければならない。ただし、「変更届」の書式は、「営業主体の代表者及び登録社員」のいずれかの変更に関するものと「店舗住所その他の登録事項」の変更に関するものとの2種類とする。

2.「変更届」は本法人が制定したものを使用する。

#### 第12条(社員の禁止事項)

社員は、次の行為をしてはならない。

- 1)業務に関して知り得た顧客及びその家族の情報を他に漏らす行為。
- 2) 顧客に不利益となる行為。
- 3) 同業者である本法人社員,他団体またはそれらが提供する業務を不当に中傷,誹謗する行為。
- 4) 詐欺,欺瞞行為。
- 5) 会費その他本法人への負担金を滞納する行為。
- 6) 入会申込書、変更届に販売店舗その他虚偽の内容を申告する行為。
- 7) 本法人の名誉・信用を著しく傷つける行為。
- 8) その他前号各号に準ずる行為。

#### 第13条(制 裁)

社員が本法人の定款、憲章、倫理綱領に違反し、また第12条に定める事由の一つに該当し違反した場合には、違反の態様の程度に応じて、 社員に対して次のとおり制裁を科すものとする。ただし、除名の場合には社員総会で、その他の場合には理事会で弁明の機会を与えなければならない。

- 1)除名
- 2) 30日以上1年以内の社員資格の停止
- 3) 300万円以下の制裁金
- 4) 戒告

#### 第14条(除 名)

第12条の禁止事項に抵触する社員の重大な違反行為の場合には、法の規定により、販売倫理委員会がその違反行為を審議し、理事会の承認を得て、社員総会の決議をもって当該社員を除名することができる。

- 2. 除名が決議されたときは、理事長はその社員および営業主体の代表者に通知するとともに、機関誌に告知し記者発表することができる。
- 3. 社員であった者が除名に該当すると判断された場合,理事会の承認を 得て機関誌に告知し記者発表することができる。

#### 第15条(社員資格停止)

社員の違反行為の程度が社員資格停止に該当するときには,販売倫理 委員会がその違反行為を審議し,理事会の決議により30日以上1年以 内の範囲で期間を定めて社員の資格停止処分にすることができる。

- 2. 社員資格停止処分決議がなされたとき、その停止期間中、当該社員は社員としての権利行為をすることができない。
- 3. 社員資格停止の決議がなされたときは、理事長はその社員および営業主体の代表者に通知するとともに機関誌に広告し記者発表することができる。

#### 第16条 (制裁金)

社員の違反行為の程度により制裁金の賦課を相当とするときは販売倫理委員会がその違反行為を審議し、理事会の決議により300万円以下の範囲で金額を定めて制裁金を課することができる。

2. 制裁金の決議がなされたときは、理事長はその社員および営業主体の代表者に通知する。

#### 第17条 (戒 告)

社員の違反行為の程度が軽度である場合には,販売倫理委員会がその 違反行為を審議し,理事会の決議により戒告処分にすることができる。

2. 戒告の決議がなされたときは、理事長はその社員および営業主体の代表者に通知する。

#### 第18条(営業主体に対する制裁)

社員または社員であった者に対して第13条に該当する制裁に至る場合には、その責の態様の程度に応じて、営業主体に対して次のとおり制裁を科すものとする。

- 1) 300万円以下の制裁金
- 2) 戒告

#### 第19条(営業主体に対する制裁金)

社員の違反行為の程度により制裁金の賦課を相当とする責が営業主体にも及ぶときは販売倫理委員会がその違反行為を審議し、理事会の決議により300万円以下の範囲で金額を定めて制裁金を課することができる。

2. 営業主体に対する制裁金の決議がなされたときは、理事長は当該営業主体の代表者に通知する。

#### 第20条(営業主体に対する戒告)

社員の違反行為の程度が軽度である責が営業主体にも及ぶときは、販売倫理委員会がその違反行為を審議し、理事会の決議により営業主体に対して戒告処分にすることができる。

2. 営業主体に対する戒告の決議がなされたときは、理事長はその社員および営業主体の代表者に通知する。

#### 第2章 入会金

#### 第21条 (入会金)

本章は本法人定款第12条に基づき入会金について定めるものである。 第22条(入会金)

新たに入会した社員は、本法人に対し入会金として10万円を支払う ものとする。ただし、次の条件に該当する場合には入会金を減免する。

1) 同一営業主体の二店舗目の社員登録

5万円

2) 同一営業主体の三店舗目からの社員登録

- 3万円
- 3) 独立した経営主体で正規従業員が3名以内の店舗の社員登録 3万円

## 第3章 附則

#### 第23条 (規約の改定)

規約の改定は理事会にて決議する。

制定: 平成15年 2月 3日 改定: 平成19年11月16日 改定: 平成21年 4月22日 改定: 平成22年 5月17日 改定: 平成24年12月13日 改定: 平成26年 6月19日 改定: 平成27年 4月22日 改定: 令和 1年 6月13日

## 規則

## 第1章 名誉理事長,相談役及び顧問

- 第1条 名誉理事長,相談役及び顧問を理事会の承認を得て置くことができる。 ただし、名誉理事長及び相談役の任期を2年として、また顧問の契約期間を2年として、更新は理事会で決定する。
  - 1) 名誉理事長は、理事長などを歴任した功労者で、本法人の活動に関し必要な助言を行う。
  - 2) 相談役は、本法人の活動に関し必要な助言を行う。
  - 3) 顧問は、法制、会計などの専門的見地から助言を行う。
  - 2. 名誉理事長、相談役及び顧問は議決権をもたない。

#### 第2章 名誉会員

#### 第2条(名誉会員)

名誉会員は、本法人に功績のあった者、または学識経験者などで、総会で推薦された者とし、本法人の活動に関し必要な助言を行う。

- 2. 名誉会員は議決権をもたない。
- 3. 名誉会員の有効期間は4年間とする。

#### 第3章 賛助会員

- 第3条 賛助会員は、本法人の理念に賛同する個人または団体とする。
  - 2. 賛助会員は議決権をもたない。
  - 3. 賛助会員費は年間一口3千円とし、口数制限はない。なお、納入された賛助会員費は事由の如何を問わず返還しない。
  - 4. 賛助会員の有効期間は4月1日から翌年の3月31日までの1年間と する。
  - 5. 賛助会員として入会を希望する者は、本法人が制定した賛助会員申込書を理事長宛に提出するものとする。

#### 第4章 機関誌購読会員

第4条 機関誌購読会員は、本法人の機関誌を購読するための会員とし、年間 購読料を3千円とする。年途中の入会は入会時の機関誌発行予定残数で 購読料を支払うものとし、機関誌発行1回につき800円とする。

- 2. 機関誌を複数冊必要とする場合には、会員領布に準じる。
- 3. 機関誌購読会員の有効期間は4月1日から翌年の3月31日までの1 年間とする。

#### 第5章 役員候補の選出

第5条 理事候補及び監事候補の有資格者は、12月31日現在の社員とする。 第6条 役員の選任は定款第24条及び第25条によるが、理事は第39条に 定める各支部会につき、支部社員150名未満は2名を最低基準として、 各支部の社員150名以上から3名、以降50人を越える毎に、1名を 追加する。各支部の理事数は支部社員数に応じ、次を参考に選出する。

北海道支部2名東北支部2名関東支部5名北陸信越支部2名東海支部2名近畿支部2名中国支部2名四国支部2名九州沖縄支部2名

- 2. 各支部から選出される理事候補の選出方法は無記名選挙により,前項に規定された人数を選出する。各支部から選出された理事候補は社員総会の承認を得て理事に就任する。また,支部長及び副支部長は理事会で追認する。理事任期中に欠員が生じた場合には,選挙による次点者を代行とする。ただし,次点者がなき場合は,あらためて臨時支部社員総会で第5条を満たす社員の中から候補を決定する。
- 3. 理事長が業務執行に必要と認める場合は理事会の承認を得て、各支部から選出される理事候補以外に社員から若干の理事候補を選任できる。 ただし、理事の定数は定款第24条による。また、会期途中における理事就任者の任期は定款第28条4)の補欠役員に準じる。
- 第7条 社員以外の理事候補は理事会にて選出する。
- 第8条 理事候補の届出は、文書にて事務局に提出する。
- 第9条 監事候補は理事会にて選出する。なお、監事は理事を兼任出来ない。

#### 第6章 理事会

- 第10条 理事会の業務は定款第31条による。
- 第11条 理事が欠席の場合は他の理事に決議を委任するものとし、他の代理人 の出席を認めない。
- 第12条 理事に欠員が生じた場合,理事会で最寄りの社員総会までの代行を決 定できる。
- 第13条 理事代行は最寄りの社員総会にて承認後補欠役員となる。 理事会での議決権は理事代行にはなく、補欠役員はこれを有する。
- 第14条 理事長は議事録作成のために理事の中から議事録担当者を2名指名する。
  - 2. 理事会議事録の作成は、定款第34条による。

- 第15条 事務局長は理事会に出席できる。
- 第16条 臨時理事会のうち継続審議中で議決を急務とする議案については文書 理事会によって決議することができる。

#### 第7章 常務理事会

- 第17条 常務理事会の業務は定款第27条による。
- 第18条 常務理事は第24条に基づく委員会委員長が就任するものとし、必要に応じ、理事会でその他理事から常務理事を追加できる。
- 第19条 常務理事会は案件の審議に関し、理事に文書で意見照会を行うことができる。
- 第20条 常務理事会は第6章の理事会規則を準用する。
- 第21条 常務理事会で議決した事項は、理事会に報告し、その承認を得なければならない。
- 第22条 常務理事会議事録は作成後,議事録担当者及び理事長が記名押印し理 事会に報告する。

#### 第8章 専門部会

第23条 本法人は定款第39条1)に基づき専門部会を設置できるが、その設置及び運用などに関する必要事項は理事会が定める。

#### 第9章 委員会

- 第24条 本法人には定款第39条1)に基づき,総務委員会,育成委員会,広報委員会(機関誌編集担当を含む),販売倫理委員会及び事業委員会の5 委員会を置く。
- 第25条 委員会には委員長、副委員長を置き、各委員長は常務理事となる。
  - 2. 委員長は委員会を代表し委員会の運営及び活動を行う。
  - 3. 委員長はこれを理事長が指名する。
  - 4. 委員長は委員及び運営委員を指名できるが、決定は常務理事会とする。
  - 5. 委員は理事から選出し、運営委員は理事以外から選出する。
- 第26条 委員会開催議事録は作成後,議事録担当者及び委員長が記名押印のう え,本法人事務局に提出する。

## 第10章 支部及び支部会

第27条(支部会の組織)

本法人は定款第39条2)に基づく支部会を次のように定める。

- 1) 支部会は本法人の社員で組織する。
- 2) 支部の地域割は第35条による。
- 3) 各支部会は支部事務局をその地域内に置くことができる。
- 4)各支部会は都道府県単位で県部会を設置し、それぞれに役員を置く。 県部会は北海道部会、東京都部会、大阪府部会及び京都府部会を含める ものとし、以下の規則の県部会は同様に解釈する。

#### 第28条(支部会の活動)

支部会は次にあげる活動を行う。

- 1) 本法人の掲げる目的の内、特に地域における活動を通じ医界との連携を強化し、又、地域の関係諸団体との連携を密にし、補聴器の普及をはかり難聴者に寄与する。
- 2) 社員の相互協力により技術の向上をはかる。
- 3) 本法人の行う事業に積極的に協力する。
- 4) 社員の親睦をはかり、必要な情報と意見の交換の場を設ける。
- 5) その他支部会活動に必要な事業を行う。

#### 第29条(支部会主催の講習会)

社員の資質向上のために支部会が行う講習会・研修会の受講料などについては支部会で独自に決定できる。

#### 第30条(支部会活動の記録/報告)

支部会活動の記録は日時、場所、出席者数、内容等の記録を残し、必要に応じて本法人事務局に提出する。

- 2. 支部社員総会及び臨時支部社員総会の議事録は議事録担当者及び支部 長が記名押印の上,本法人事務局に提出する。
- 第31条 本法人事務局に提出されたものは、理事会に報告する。
- 第32条(支部会経費/会計年度/事業年度)

支部会の運営に要する費用は本法人事務局から受領する支部会運営費による。

- 2. 会計は年度毎に行い、会計監査の後、法の期限内に本法人事務局に提出する。
- 3. 事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。
- 4. 支部会運営費の使途については別に定める。

#### 第33条(支部役員)

支部役員に関する事項は次に定める。

- 1)協会で定数を定めた支部長及び副支部長のほか、会計及び監事を定め、別に支部会活動に必要な支部役員を定めることができる。
- 2) 支部役員は支部社員の中から、支部社員によって選出する。
- 3) 支部長候補及び副支部長候補の選出は支部で決定する。
- 4) 支部長は支部会を代表し、支部会の運営と活動を行う。
- 5) 支部長は本法人事務局との連絡を密にし、本法人の方針及び動向を社員に周知するよう努める。

- 6) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を 代行する。
- 7) 支部役員の任期は2期とするが、再任は妨げない。
- 8) 支部役員を選任又は変更した場合は速やかに本法人事務局に報告する。
- 9) 支部役員に「理事」の名称は使用しない。
- 第34条(支部社員総会)

支部社員総会に関する事項は次に定める。

- 1) 支部社員総会は年に1回以上開催しなければならない。
- 2) 臨時支部社員総会の開催は定款第4章の社員総会を準用する。
- 3) 支部社員総会は社員総会の前に開催しなければならない。
- 第35条(支部の地域割)

支部の地域割は次による。

- 1) 北海道支部 北海道
- 2) 東北支部 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島の各県
- 3) 関東支部 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 神奈川, 山梨の各県 と東京都
- 4) 北陸信越支部 新潟,富山,石川,福井,長野の各県
- 5) 東海支部 静岡、愛知、岐阜、三重の各県
- 6) 近畿支部 滋賀, 兵庫, 奈良, 和歌山の各県と大阪府, 京都府
- 7) 中国支部 鳥取、島根、岡山、広島、山口の各県
- 8) 四国支部 香川,徳島,高知,愛媛の各県
- 9) 九州沖縄支部 福岡,佐賀,長崎,熊本,大分,宮崎,鹿児島, 沖縄の各県

#### 第11章 県部会

第36条(県部会/組織)

第27条により県部会を置き、県部会役員を定める。

第37条(県部会活動/記録)

県部会は支部会を補佐する。

- 第38条 県部会活動は第28条(支部会の活動)を準用する。
- 第39条 県部会活動は日時,場所,出席者数,内容等の記録を残し,必要に応じ支部長宛報告する。

#### 第12章 事務局

- 第40条 事務局は本法人事務所に置く。
- 第41条 理事長は、理事会の承認を得て事務局長を理事または常務理事に委嘱

することができる。

第42条 職員は理事長の委嘱により関連する団体の事務を兼務することができる。

第43条 職員は別に定める就業規則を遵守する。

#### 第13章 附則

#### 第44条(役員及び事務局の呼称)

役員の呼称については本法人の役員呼称と区別するために、次の呼称 を使用する。

本法人役員呼称 理事長

副理事長 専務理事 常務理事 理事

監事

役員以外(相談役,顧問,名誉理事長など)

支部役員呼称 支部長

副支部長

支部役員(支部会計など)

支部監事

県部会役員呼称 県部会長

副県部会長

県部会役員(県部会会計など)

県部会監事

2. 事務局の呼称は本法人事務局と区別するために、次の呼称を使用する。

本法人事務局 事務局

支部会事務局 支部事務局

県部会事務局 県部会事務局

委員会事務局 各委員会名を付して使用する。

なお、本法人以外の関連団体などの部会や委員会などに所属しその立場 で、本法人に通達または連絡をする場合は、必ずその所属が判るように明 記すること。

#### 第45条 (規則の改定)

規則の改定は理事会で決議する。

制定:平成15年 2月 3日 改定:平成16年 3月11日 改定: 平成19年11月16日 改定: 平成21年 4月22日

#### 倫 理 緇 徝

補聴器販売業者の社会的役割は、高齢者を中心とした難聴者に適正な補聴器と その関連機器を供給して、そのハンディキャップの軽減を図り、もってそれらの人々の 社会参加と生き甲斐ある質の高い生活の実現に寄与することである。個別の販売にあ たっては、 顧客の障害原因及びニーズは多様であること及びその人のおかれた医学 的・心理学的観点と教育的・社会的側面等を充分配慮し, 安全かつ適正な方法で行 われなければならない。

私たちは、補聴器がもつ本質を充分に理解したうえで、難聴者の福祉に寄与する 補聴器の健全な供給体制の確立を目指すものである。そのためには、関連法規を含 む諸規定の遵守はもとより、高度な倫理性に根ざした事業活動の遂行により、社会及 び顧客の信頼を得るように努めなければならない。

- 1. 社員は、自己の利益のみを追求する意識・行動は厳に慎むべきであり、健全で充 実した社会生活を送るのに支障を来たしている難聴者の福祉を一番に優先しな ければならない。
- 社員は、補聴器の販売業務が人間の聴覚器官に係るもので、医療の側面と人の 社会生活の基幹に触れるものであることに鑑み,安全で安心かつ適正な補聴器 の供給に努めなければならない。
- 3. 社員は、適用される全ての法律、規範、規定を遵守し、販売業者としての品位と 誇りを維持し、その倫理信条を受け入れる義務を負っていることを自覚し、社会か ら不信を招くいかなる行動にも係ってはならない。たとえ一企業における不法行為 や非倫理的行為であっても、それが関係業界全体の信用失墜に繋がる恐れがあ るという現実を深刻に受け止めなければならない。
- 4. 社員は、自ら及びその従業員が補聴器の機能と取扱いの習熟に努め、顧客に対 し正しい対応ができるよう資質の向上をはかるとともに、必要に応じて苦情処理体 制を確立して苦情の適切かつ迅速な処置を行い、その再発防止、改善に最善の 努力を払わなければならない。
- 5. 社員は,関係する補聴器製造・販売業者,補聴器販売従事者,医療関係者等と も密なる連携を図り、難聴者の福祉に貢献するために、優れた補聴器とその関連 機器の適正な供給に努力しなければならない。

制定: 平成元年 10 月 17 日 改定: 平成 15 年 2 月 3 日 改定: 平成 19 年 4 月 16 日

## 企業行動憲章

- 社会から信頼され、健全で持続可能な補聴器販売事業活動を求めて -

一般社団法人 日本補聴器販売店協会の社員は、その社員が属する営業主体の代表者\*10 (以下、経営トップと言う)と共に、社会の価値観の変化に合わせて常にコンプライアンスを念頭におく企業文化の確立をめざし、企業の社会的責任に取り組むものとする。

そのため社員企業は、次の 7 原則に基づき、一般法令のみならず補聴器販売業の事業活動に関する行動基準として策定した「補聴器販売業プロモーションコード」、「補聴器適正販売ガイドライン」等及び関連法規を遵守するとともに、人権の尊重と社会的良識をもって、持続可能な社会の創造に向けて自主的に行動する。

- 1. 聞こえの不自由者 (難聴者) の信頼と満足に応え, 質の高い生活の実現に寄与するため, 優れた補聴器の適正販売に努力すると共に, 適合不全や万一の不具合のために市販後の 情報収集・分析評価とその伝達を迅速に行う。
- 2. 補聴器事業は医療・福祉と強く結びついていること、また公正で自由な競争こそが企業 存立の基盤であることを認識し、遵法精神の向上と正常な商慣習の形成のため、高度な 倫理観に根ざした健全で適正な事業活動に努める。
- 3. 環境問題に対しては、社会共通の課題であり企業の活動と存続に必須の要件であると認識し、自主的かつ積極的に取組む。
- 4. 高度情報化社会に対応し、個人情報は法に則して適正に取扱わなければならない。
- 5. 経営トップは、本憲章を率先垂範し、社内のみならず、関連企業や取引先に周知徹底する。
- 6. 経営トップは、従業員の多様性・人格・個性を尊重するとともに、個々の従業員の自立 した行動や告発を保護し、健全な社会の実現を自らの役割と認識する。
- 7. 経営トップは、本憲章に反するような事態が発生した場合は、迅速且つ的確な情報の 公開と説明を行い、権限と責任を明確にした上で自らを含めて厳正な処分を行う。
- \*1) 定款第10条及び規約第3条を参照

制定:平成29年11月13日

## 私たちの宣言

私たち、日本補聴器販売店協会社員は、補聴器販売のプロフェッショナルとしての自覚と誇りのもと、補聴器とその関連機器の適正供給によってきこえの不自由さを取りのぞき、安心・安全な社会の実現に努めることを誓います。

### 1. (販売の基本)

専門技術者(認定補聴器技能者)による対面販売を基本とし、持てる技能を発揮してお客様のきこえの確保に努めます。

### 2. (快適生活の提供)

人間尊厳のもと、愛情と誠意を持ってきこえの相談にあたり、 お客様の日常生活での満足度向上とその維持に努めます。

## 3. (安心と安全の提供)

協会制定の倫理綱領と禁忌8項目を遵守し、お客様への安心と安全の提供に努めます。

## 4. (信頼の提供)

自己の技能研鑽で、お客様からは一層の信頼が得られるよう努めます。

## 5. (社会への貢献)

補聴器と関連機器を有効に活用し、きこえの不自由さを取りのぞき、お客様のQOL向上に努めます。

制定(旧憲章): 平成 15 年 5 月 28 日 改定(名称、字句): 平成 30 年 4 月 20 日

### 禁忌8項目

補聴器のご購入や調整、耳型採型および補聴器メンテナンスの前にお客様が安心してご相談いただけますよう次の項目を確認させていただいております。下記8項目のうちいずれかに該当する場合は必ず耳鼻咽喉科(補聴器相談医)の受診をお願いします。また、初めて補聴器を購入する場合には、事前に補聴器相談医の補聴器適応のための診察をお受けになるようお勧めいたします。

- 耳の手術を受けたことがある。
- 最近3ヶ月以内に耳漏があった。
- 最近2ヶ月以内に聴力が低下した。
- 最近1ヶ月以内に急に耳鳴りが大きくなった。
- 外耳道に痛みまたは、かゆみがある。
- 耳あかが多くたまっている。
- 聴力測定の結果、平均聴力の左右差が 25dB 以上ある。
- 聴力測定の結果、500、1,000、2,000Hzの聴力に20dB以上の気骨導差がある。

#### その他確認事項

補聴器の公的支援や助成制度について説明を希望される方はお申し出ください。
販売店では、医療機関で行うような診察や検査および診断は行えません。
販売店では、補聴器適合のために観察や測定を行います。
心臓の病気・脳梗塞・血栓症などの治療で薬を内服している場合は、出血し易くな
っていないか、耳の奥の皮膚をこすっても心配ないか医師に相談してください。
販売店では、耳鳴りの診断や治療はできません。補聴器相談医の指示がなければ耳
鳴りの治療を目的とした補聴器の販売はいたしません。
販売店では、認知症の診断や治療はできません。認知症の予防、治療を目的とした
補聴器の販売はできません。
販売店では、耳の手術を受けたことがある方の耳型採型はできません。

制定:平成 8年5月

改定: 平成 29 年 12 月